

インボイス制度 免税事業者とはお取引できません!!

- ✓ 事業者と取引をしている方
- ✓ 仕入れ税額控除について知りたい方
- ✓ 課税事業者になるべきかどうか悩んでいる方 など

ご参加
ください

できません!!
そう言われる前に



～2021年10月1日からインボイス制度の事前登録が開始しています!

2023年10月から導入される予定となっている適正請求等保存方式(インボイス)制度。どのような制度かご存知でしょうか?免税事業者だから関係ないと思っておられませんか?例えば・・・免税事業者は適格請求書を発行できません。そうなるとうどうなるのでしょうか?

■売上先が課税事業者の場合
免税事業者から、仕入れると仕
入税額控除を受けることができま
せん。
そうすると予想されることは・・・

消費税

消費税相当額の値引きを要求される可能性?
免税事業者との取引を控えて課税事業者との取引
に切り替える?
⇒つまり、免税事業者は売上・仕事が減る可能性
が?

インボイス制度の基本やどのような影響があるのか、経理方法までわかりやすく説明いたします。是非ご参加ください!!

- 日 時 8月22日(月) 18:30～20:30
- 会 場 伊予商工会議所 3階 伊予市下吾川1512-6
- 受 講 料 無料
- 主 催 伊予商工会議所
- お問合せ TEL 982-0334
- お申込み 下記の申込書にご記入の上、FAX またはE-mailにてお申込みください。
- そ の 他 新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を変更等する場合がございます。当日はマスクの着用にてご参加ください。
風邪の症状や37.5℃以上の発熱のある方は、参加をご遠慮いただく場合がございます。

●カリキュラム

- ・インボイス制度とは
- ・適格請求書発行事業者の登録申請
- ・事業者への影響と対策
- ・電子帳簿保存制度
- ・DX化についてほか

●講 師

中邨 勝之 氏
なかむら税理士事務所
税理士



伊予商工会議所 行き FAX: 983-2227 E-mail: info@iyocci.jp インボイス制度セミナー (8/22)

事業所名	
所在地	〒
携 帯	
E-mail	@
受 講 者	

※ご記入いただきました情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用することがあります。